



労使トラブル解決シリーズ

[賃金（諸手当）編]

家族手当の返還を求めることは可能か？

事例

当社の賃金規定には、諸手当のひとつとして家族手当が定められており、18歳未満の子供がいる場合に、一人につき8,000円を支給しています。

ところが、経理上のミスにより、ある社員に対して、その子が18歳を過ぎた後も支給し続けてしまいました。社員の方も、何の疑問も抱いていなかったようで、特に悪意はなかったようです。

ただ、ミスとはいえ、他の社員に対し、不公平な取り扱いとなってしまうと思います。このような場合、会社は、誤って支給した家族手当の返還を求めることができるのでしょうか？

Answer

結論から言うと、返還を求めることは可能です。

一般的に、契約（この場合「労働契約」）に基づかない、受ける権利のない金銭が労働者に支払われたときに、返還請求ができるのは当然のことと考えられます。

この点については、労働基準法には定められていませんが、民法のなかで、次のように定められています。

民法 703 条（不当利得）

「法律上ノ原因ナクシテ他人ノ財産又ハ労務ニヨリ利益ヲ受ケ之カ為ニ他人ニ損失ヲ及ホシタル者ハ其ノ利益ノ存スル限度ニ於テコレヲ返還スル義務ヲ負フ」

つまり、正当な理由がないのに利益を受けた場合には、受益者の善意、悪意を問わず返還義務が生じるという規定です。

したがって、今回のケースのように、会社も労働者も気づかないで支払われたものであっても、この規定により、受け取る権利のない家族手当を受けていた労働者は、会社に対して、過誤払い分の家族手当を返還する義務があるといえます。

なお、会社が有する不当利得の返還請求権の消滅時効は、民法上の一般債権となり、10年です。しかし、今回のケースでは、会社側にも確認を怠ったという過失があった点、および受け取っていた労働者が気づかないということは、「賃金規定等が整備され、諸手当がどのような基準で決まり、支給されているのか、が社員に周知されていなかったのでは？」という疑問が残ります。いずれにしても、一方的な返還請求ではなく、話し合いにより無理のない方法で解決されることが望ましいと思われます。

〔参考法令〕

民法 703 条（不当利得）

民法 704 条（悪意の受益者の返還義務）